医療機関等物価高騰対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等の電気代、ガス代及びガソリン代の物価高騰分の一部を支援するため、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)の規定に基づき、予算の範囲内において支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「医療機関等物価高騰対策支援事業」とは、電気代、ガス代及びガソリン代の物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等に対する負担軽減のための支援を目的として、三重県が定めた令和7年3月10日施行後の「医療機関等における物価高騰対策支援金交付要領(以下「県交付要領」という。)」に準じ、電気代、ガス代並びに消費税及び地方消費税を除くガソリン代を対象に、津市内に所在する病院(保険医療機関に限る。ただし公立病院は除く。)、診療所(保険医療機関である医科・歯科に限る。ただし公立診療所は除く。)、助産所、施術所(療養費の受領委任取扱いの登録(承諾)を受けている施設に限る。)、薬局(保険薬局に限る。)及び歯科技工所(以下「対象医療機関等」という。)に対して支援金を交付する事業をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3 交付の対象は、対象医療機関等における令和7年1月1日から同年3月31日までの電気代、ガス代並びに消費税及び地方消費税を除くガソリン代とし、その交付額については以下のとおりとする。

なお、交付額は県交付要領で定めた交付額の2分の1の額とする。

- (1) 病院及び有床診療所(医科・歯科) 電気・ガス代相当分 4,600円×許可病床数(※1)(※2) ガソリン代相当分 1,475円 (※3)(※4)
- (2) 無床診療所(医科・歯科)、薬局 電気・ガス代相当分 16,463円 ガソリン代相当分 1,475円 (※3)(※4)
- (3) 助産所 電気・ガス代相当分 10,300円
- (4) 施術所 電気・ガス代相当分 5,150円 (※5)
- (5) 歯科技工所 電気・ガス代相当分 5,150円 (※6)
- ※1 許可病床数については、令和7年1月1日時点のものとする。
- ※2 有床診療所において、保有する許可病床が4床以下の場合の電気・ガス代相当分は18,400円とする。
- ※3 病院、診療所(医科・歯科)、薬局については、令和7年1月1日時点で、

東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」又は「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設を対象とする。

- ※4 事業所において車両のガソリン代等を負担している場合に限る。
- ※5 施術所については、令和7年1月1日時点で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項若しくは第9条の3 又は柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和7年1 月1日時点において、療養費の受領委任取扱いの登録(承諾)を受けている施術所を対象とする。また、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。
- ※6 歯科技工所については、令和7年1月1日時点で歯科技工所開設届が受理されている施設を対象とする。

(交付申請)

- 第4 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請期間内に、以下の申請書類を郵送又は窓口(津市教育委員会庁舎2階 地域医療推進室)へ提出する方法により申請するものとする。
 - (1) 申請書類

ア 交付申請書(第1号様式)

イ 請求書(第2号様式)

(2) 申請期間

令和7年4月1日(火)から同年6月30日(月)までとし、郵送の場合は申請期限の当日消印有効とする。

2 前項による申請は、規則第10条に定める状況報告及び規則第12条に定める実績の報告を兼ねるものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第5 市長は、第4による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めたときは、規則第15条第1項各号に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき交付額を確定し、その内容を、交付決定及び確定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第6 市長は、支援金の交付決定及び交付額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき又は事業者が交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、支援金の交付決定及び交付額の確定の全部を取消すことができる。

(交付申請の取下げ)

第7 申請者は、規則第7条に基づき、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定及び交付額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付方法)

第8 市長は、第5で交付額を確定した後に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第9 市長は、支援金の交付決定及び交付額の確定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部の返還を命じるものとする。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

医療機関等物価高騰対策支援事業に係る交付申請書

	达 療機)	守彻Ш同原	馬力」	パン	(1) 反 ⁻	扩末	: (_		う 令和		年		月	п
	津市長あて							~	Ţ1 ↑ ∐	l	4-		Л	日
#	標記について、次のとおり申詞	清します。												
	フリガナ													
申	名 称													
請	所在地 (郵便番号	-)										
者	//\11\1L\6\C													
	代表者の職・氏名	職名						氏		名				
_	フリガナ													
施設	医療機関・薬局等の名称													
\mathcal{O}		(郵便番号 -)					
名 称	□ 医療機関・薬局等の所在地													
・所									「、施術原 、不要でで		斗技工所			
在	電話番号													
等	也													
担	田 由注)							Б	-ma	. 1				
当者	申請に関する連絡先申請に関する担当者	電話番号職名						氏						
者	甲硝に関りる担ヨ有	職名						K		名				
	請内容													
-	病院及び有床診療所(医科・1 許可			→ → →			<u></u>	ے کے	180	}. == ±\	,	> 3.%	(- x -	
	床数: 病床 ※令和	17年1月	1	日時	:点())	叩						さい。	
	区分					記		する区分 てくださ		2	申請額	額		
1 (病院および <u>5床以上</u> の有床診療所)電気・ガス代相当分													円	
2 (4床以下の有床診療所)電気・ガス代相当分													円	
3 ガソリン代相当分(※) 合 計													円	
	П	fT_												円
[2	無床診療所(医科・歯科)、薬	薬局 】												
区分							該		する区分 てくださ		を	申請額	額	
1 電気・ガス代相当分											-			円
2 ガソリン代相当分 (※)														円
	合	計												円
[]	助産所、施術所、歯科技工所】	I												
区分							該	当了	する区分 てくださ	うに○マ	を	申請額	額	
1 助産所 (電気・ガス代相当分)								U .	(\ / _ C	2 V '0			円	
2 施術所、歯科技工所(電気・ガス代相当分)													円	
合 計 ※病院、診療所(医科・歯科)、薬局については、令和7年1月1日時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、								円						
	「支援病」、「支援診」、「在医総管」													となり
ます 誓	^{†。} 約事項(下記の内容を確認し	、口に!((<u>チ</u> ュ	<u>-</u> ック	ן (<u>ל</u>	<u>_</u> て	<u><</u> 1	<u> ぎ</u> さい	<u>``</u> `)				
	報告内容に虚偽の事実が判 令和7年1月1日から同年										還しる	ます。		

請 求 書

金円

ただし、医療機関等物価高騰対策支援事業に係る支援金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

申請者住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

印

津市長 あて

振込口座情報							
金融機関名							
金融機関コード							
支店名							
支店コード							
種別		普	通	•	当座		
口座番号							
口座名義人							
口座名義人(カナ)							

扣小本	氏名	
14.31年	連絡先(TEL)	

医療機関等物価高騰対策支援事業に係る交付決定及び確定通知書

 津市地医
 号

 令和年月
 日

申請者住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名)様

津市長 前 葉 泰 幸 印

令和 年 月 日付けで申請のありました医療機関等物価高騰対策支援 事業に係る支援金を下記のとおり交付しますので、医療機関等物価高騰対 策支援事業実施要領の第5の規定により通知します。

1 交付決定額及び確定額 金 円